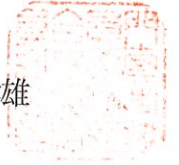


2020年5月15日

門真市長 宮本 一孝 様

門真市職員労働組合
執行委員長 西本 孝雄



要 求 書

2020年夏季・一時金要求について、下記のとおり要求します。

記

1. 休業自粛要請や施設等使用制限に伴う中小業者等への損失補填と、検査体制の充実・強化や、マスクや防護具、人工呼吸器などの医療用品の優先確保に向けた医療や福祉等関係機関への支援策の強化を、国や大阪府に要請するとともに、市独自の緊急支援をさらに実施すること。
2. 新型コロナウイルス感染症対策の長期化が予測されることから、市民相談窓口の設置など必要に応じて職員体制を見直し・強化すること。当然ながら感染拡大防止に対応する職員体制や労働条件の見直しにあたっては労使協議を踏まえて実施すること。併せて、必要な情報提供や意見交換を事前に行うこと。
3. 窓口関係職場のほか、保育所、学童保育、クリーンセンター等の開庁している出先職場については、マスク配布と消毒液の設置と併せて十分な補充も行うこと。
4. 要求額については、2.99ヶ月プラス55,000円とします。給与水準の引き下げの下での深刻な生活実態を直視して、夏期一時金要求に応え職員の生活改善をはかること。
5. 人事評価の結果に基づく勤勉手当・昇給への反映は撤回すること。
6. 会計年度任用職員制度の導入による期末手当や地域手当の支給を理由に引き下げた月額報酬等は直ちに復元し、待遇改善を図ること。
7. 業務実態に見合った人員体制の改善を行い、職員が、自然災害などいかなる事態にも自治体として市民に対して責任ある対応が出来るよう、必要な人員を正規職員として計画的に採用すること。
8. 職員が市民のために健康で安心して働けるよう、違法な長時間労働やただ働き・サービス残業一掃に向けて、業務量に見合った人員増、時間外勤務規制など実効ある措置を講じること。
9. 夏期休暇については10日間とすること。また、非正規職員の夏期休暇を正規職員と同様とすること。
10. 定年の引上げについて、労使の協議・交渉を行い、労使合意で実施すること。

以上